

農家番号

30-1

換 地 処 分 通 知 書

県南広農整第1430号

令和 8 年 2 月 16 日

■■■■■
■■■■■

様

岩手県知事 達増 拓也

県営経営体育成基盤整備事業真城南地区（全工区）につき換地計画に基づき行う換地処分は別紙のとおりですから、土地改良法第89条の2第9項の規定により通知します。

なお、換地処分の効果は、土地改良法第89条の2第10項の規定により準用する同法第54条第4項の公告がなされた日の翌日から発生します。

おって別紙に掲げる清算金の徴収又は支払いは、別紙換地設計総括表の2の地区総計表の清算金の徴収又は支払の方法、時期欄に記載のとおり行います。

また、換地処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、知事に対する処分の取消しの訴えを提起することができます。